



年金相談

保険料免除制度

第1号被保険者(強制加入者)で低所得、失業などにより保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料を免除する制度があります。保険料の全額が免除される「全額免除」と、半額を免除されて残りの半額を納付する「半額免除」があります。

どちらかの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められており、被保険者、被保険者の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が基準額を下回る場合に承認されます。

詳しくは、年金手帳(または納付書)、印鑑、雇用保険受給資格者証または離職票(該当者のみ)を持参の上、国民健康保険課国民年金担当までご相談ください。

※平成16年6月分までの保険料を免除されている方で、7月以降も納付困難な場合は、8月末日までに再度申請が必要です。

※原則として前年所得により判定されますので、未申告の方は必ず平成15年分の所得申告をしてください。

現況届は忘れずに

現況届は年金をもらっている方が、引き続き年金を受ける権利があるこ

とを確認するために、毎年1回社会保険庁に提出するものです。

現況届の用紙(ハガキ)は、年金受給者の誕生月に社会保険業務センターから送付されます。年金受給者の住所・氏名等を記入の上、誕生月の末日までに投函してください。

届け出を忘れると、年金の支払いが一時差し止めされてしまいます。年に一度の大切な届け出です。期限に余裕を持って忘れずに提出しましょう。

なお、福祉年金から切り替えられた障害基礎年金や、20歳前の傷病による障害基礎年金を受けている方の現況届は、誕生月に関係なく7月初旬に送付されます。この現況届は、7月31日までに国民健康保険課国民年金担当に提出してください。

コンビニエンスストアでも国民年金保険料を納付できます

納付書裏面に「コンビニエンスストア」と表示されている納付書に限りませんが、金融機関、郵便局、社会保険事務所のほかにコンビニエンスストアでも国民年金保険料を納付できますので、ご利用ください。保険料は、納付期限を守って納めましょう。

国民健康保険課国民年金担当

☎72-3122



消費生活相談

新車解約トラブル

Q. 2日前、新車を注文したが、家族に反対された。キャンセルは可能か。

A. 売買契約は通常、注文時に成立しますが、新車の場合、日本自動車販売協会連合会(自販連)によると、その効力は
①車両の登録日
②注文による改造・架装・修理に着手した日
③引渡日
のいずれか早い日から発生する、とされています。これらがまだ行われていなければ契約が成立していないと考えられ、キャンセルは可能となり、キャンセル料も必要ないと思われます。

しかし、キャンセルで販売店に損害が生じた場合は、通常生じる額(車庫証明書の実費等)に限り損害賠償の請求ができることも約款に定められています。また、その販売店が自販連などに加盟しておらず、独自の約款で「注文書に記載することで契約成立とみなす」などとしている場合もあり、注意が必要です。

新車は、個人の注文仕様で納品される登録商品です。契約成立後の欠陥や故障は、修理可能であれば返品や交換はきわめて困難です。また、訪問販売で購入契約した場合もクーリング・オフは適用されません。車の購入契約は慎重に。

石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282

石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432



いしかり市民カード発行受付時間延長

毎月第2・4木曜日は午後8時まで時間を延長して「いしかり市民カード」への切り替えと新規のカード作成の受け付けをしています。

現在、市内4カ所(市役所・市内各コミセン)に設置している自動交付機を利用するには「いしかり市民カード」が必要になります。旧「印鑑登録証」では自動交付機を利用することはできません。

なお、カード発行の際に暗証番号を設定する必要があるため、必ずご本人が申請する必要があります。

詳細は、お問い合わせください。

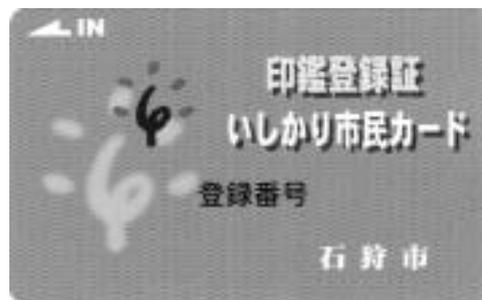
市民課住民・戸籍担当

☎72-3165

旧印鑑登録証



印鑑登録証・いしかり市民カード



証明書自動交付機



国民健康保険

標準負担額減額認定証の更新手続き

入院時の食事代を軽減するために、70歳未満の住民税非課税世帯(同じ世帯の国保加入者全員が非課税の世帯)の方を対象に交付している「標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっています。

新年度分の認定証の交付を希望する方は、保険証をご持参の上、国民健康保険課窓口で申請をしてください。

「国民健康保険高齢受給者証」、 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

①「国民健康保険高齢受給者証」

70歳になられた方(既に老人保健の適用になっている方を除く)に交付されている「国民健康保険高齢受給者証」が8月1日で年度更新となります。

手続き等は一切必要ありません。対象となる方(昭和7年10月1日～昭和9年8月1日に生まれた方)については、7月下旬までに郵便にて交付します。

②「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

1カ月当たりの自己負担限度額の適用と、入院時の食事代軽減のために、住民税非課税世帯の前期高齢者の方を対象に交付している「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日となっています。

この認定証の交付には、申請が必要となりますので保険証と高齢受給者証をご持参の上、国民健康保険課窓口で申請をしてください。

※なお、有効期限満了の認定証・受給者証については、ご返却願います(郵送でも可)。

※老人保健が適用になっている方についても同様の制度があります。詳細は市民課医療給付担当(☎72-3125)までお問い合わせください。

国民健康保険税条例改正

平成16年度から、被保険者均等割額(加入者1人当たりの額)と世帯別平等割額(1世帯当たりの額)を引き下げ、かつ、賦課限度額を引き上げました。

＜医療分＞

	改定前	改定後
所得割の税率	10.00/100	10.05/100
均等割額	25,800円	25,400円
平等割額	37,200円	37,100円
賦課限度額	500,000円	530,000円

＜介護分＞

	改定前	改定後
所得割の税率	0.78/100	0.83/100
均等割額	4,700円	4,400円
平等割額	2,900円	2,600円
賦課限度額	70,000円	80,000円

※介護分は40歳以上65歳未満の第2号被保険者にのみ適用

＜合計＞

	改定前	改定後
所得割の税率	10.78/100	10.88/100
均等割額	30,500円	29,800円
平等割額	40,100円	39,700円
賦課限度額	570,000円	610,000円

国保税の納税通知書送付

平成16年4月1日現在、本人あるいはご家族の方が市国民健康保険に加入している場合は、その世帯主の方あてに平成16年度国民健康保険税の納

税通知書を7月中旬にお送りします。第1期の納期限は8月2日(月)ですので、納期限までに忘れずに納付してください。

納税相談

納期限までに納めることができない事情のある方は、必ず国民健康保険課賦課収納担当までご相談ください。国民健康保険税の納付や納税相談のないまま、未納が続くような場合は、給与などの財産の差押を実施します。

国民健康保険課 ☎72-3123



防災情報

電気による火災を防ぐ

私たちの日常生活に欠かせない電気ですが、ちょっとした不注意から火災につながることもあります。電気火災は、日ごろからの心掛けで防ぐことができますので、取り扱いには十分注意しましょう。

下記のことを守り電気火災をなくしましょう。

- 1 電気配線を傷んだまま使用しないようにしましょう。
- 2 電気配線の上に重いものを置かないようにしましょう。
- 3 たこ足配線はやめましょう。
- 4 プラグにほこりをためないようにしましょう。
- 5 電気器具の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- 6 電気配線を束ねないようにしましょう。
- 7 使用しない電気器具はプラグを抜いておきましょう。

石狩消防署予防課 ☎74-7165

石狩市の交通事故発生状況

		平成16年5月末現在									
区分		花川南	花川北	樽川	花畔	新港	緑苑台	生振	本町	八幡	合計
今年 (平成16年)	発生	32	14	7	13	21	6	5	1	2	101
	死者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
昨年 (平成15年)	発生	40	13	16	5	24	7	11	1	6	123
	死者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
増減	発生	46	14	20	6	27	9	12	1	9	144
	死者	-8	1	-9	8	-3	-1	-6	0	-4	-22
	死者	0	0	0	0	-1	0	1	0	0	0
	傷者	-8	2	-13	11	-5	-1	-6	0	-7	-27

※事故発生後24時間以降に死亡した方については死者数に含めていません。

市民生活課 ☎72-3191

交通死亡事故多発 非常事態宣言発令中

今、改めて考えてください
命の大切さ

7月8日～17日は
夏の交通安全運動期間です